

アスベスト対策の推進

事業者は、その労働者を就業させる建築物等に吹き付けられた石綿等について、粉じんを発散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、**除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない**とされている。（石綿障害予防規則第10条）

自治体所有施設について、**対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が依然としてあるため、早急な対応が必要。**

経緯・現状

- 平成17年6月、アスベストを使用した管や建材のメーカー工場の従業員や工場周辺住民の間で、中皮腫などアスベストが原因とみられる疾病患者が発生し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡したことが公表。これを端緒としてアスベストによる健康被害が社会問題化。
- 平成17年7月、国はアスベスト問題に関する関係閣僚による会合を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（H17.7）及び「アスベスト問題に係る総合対策」（H17.12）をとりまとめ、以下の対応を進めていくこととされた。
 - ・ 既存の法律で救済されない被害者を救済するための新法の制定
 - ・ 建築物の解体時等における飛散・ばく露の防止対策の強化
 - ・ **建築物におけるアスベストの使用実態の調査とフォローアップ** 等
- これを受けて、**総務省においても、自治体所有施設の調査を実施し、その後もフォローアップ調査を実施しているところであるが、対策の実施が未了の施設や調査未実施施設が相当数あるため、継続して石綿障害予防規則の遵守の徹底等を要請**している。

R30.11.2、R2.1.20、R3.1.27、R4.1.7、R5.1.6、R6.1.5、R7.1.8、R8.1.21付け総務省自治行政局地域政策課長、同局公務員部安全厚生推進室長発出通知

財政措置

【地方財政措置】

- 公共施設又は公用施設の石綿除去を主な目的とする事業（解体、改造、補修又は応急事業を含む）に地方債（特例債）を充当可能。

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり（アスベスト対策関連予算）

※詳細はホームページ（<https://www.cas.go.jp/jp/seisakukaigi/asbestos/index.html>）をご参照ください。

<R7年度の調査結果>

吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール（レベル1）

都道府県	対策の実施が未了			都道府県	調査未実施		
	施設数	うち 都道府県	うち 市町村		施設数	うち 都道府県	うち 市町村
徳島県	127	1	126	神奈川県	437	380	57
香川県	13	—	13	福岡県	427	—	427
北海道	11	6	5	広島県	261	6	255
埼玉県	11	3	8	群馬県	212	1	211
群馬県	10	1	9	千葉県	209	—	209
千葉県	9	3	6	岐阜県	196	—	196
岐阜県	9	1	8	和歌山県	161	—	161
三重県	9	2	7	高知県	154	—	154
岩手県	8	1	7	愛知県	143	7	136
福島県	7	—	7	栃木県	142	6	136
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

※他県を含めた調査結果の詳細は、「アスベストの使用状況及び除去状況に関する調査に係るフォローアップ調査の結果について」（令和8年1月21日付け通知）をご参照ください。

元利償還金の 40% を 特別交付税措置	一般財源
---------------------------------------	------

一般単独・一般事業債（石綿対策事業）
（**充当率95%**）

庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進

国・地方公共団体は、「脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号）」（「都市（まち）の木造化推進法」）に基づき、公共建築物における木材の利用に努めるなどとされている。

また、建築物一般における木材利用を促進するため、協定の締結や必要な措置を講ずるよう努めるなどとされている。

まち 都市の木造化推進法の概要

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- **地方公共団体は、**経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて施策を策定・実施、**公共建築物における木材の利用に努めなければならない**

<基本方針>（第10条関係）

- 木材利用促進本部（本部長：農林水産大臣、本部員：総務・文部科学・経済産業・国土交通・環境大臣）は、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定める

<建築物木材利用促進協定>（第15条関係）

- 国又は**地方公共団体及び事業者等は、建築物木材利用促進協定を締結することができる**
- **地方公共団体は、建築物木材利用促進協定を締結したときは、**国の措置に準じて、**必要な措置を講ずるよう努める**

【基本方針（令和3年10月1日本部決定）のポイント】

【地方公共団体による取組】

地方公共団体は、法に規定する責務を踏まえ、公共建築物における木材の利用の促進はもとより、建築物一般における木材利用の促進に向け、地域の実情を踏まえた効果的な施策の推進に積極的な役割を果たす

【建築物木材利用促進協定制度の活用】

地方公共団体は、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対して制度を積極的に周知するとともに、協定を締結した場合には必要な措置を講ずるよう努める

総務省の取組（総務大臣通知の発出等）

- 令和4年1月21日付けで、総務大臣名で各都道府県知事宛に通知を発出し、以下の取組を依頼
 - ・ **庁舎等の公共建築物等における木材利用の促進**について、**積極的に検討**いただくこと ※**地域木材を利用した施設整備には地域活性化事業債を活用可能**
 - ・ 民間建築物を含む建築物一般で木材利用を促進するため、**事業者等に対して建築物における木材利用促進のための協定締結を積極的に働きかけるとともに、協定を締結した事業者等に対し、必要な支援を行うこと**
- その後も、地方公共団体宛に通知を発出し、**地域木材を利用した図書館等の公共施設や庁舎等の公用施設の整備も地域活性化事業債の対象となること**を周知するとともに、**木材利用の促進に取り組んでいただくよう依頼**（R4.4、R6.1、R6.2、R7.1、R8.1）
- 全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議においても、継続的に依頼**

財政措置

【地方財政措置】

- 原則全般的に地域木材を利用した施設の整備に**地域活性化事業債（充当率：90%、交付税措置率30%）**を充当可能
- **地域材の利用促進のための普及啓発、生産流通対策等に要する経費を普通交付税措置**
- **地域材を利用した住宅建設に対する利子助成等、木材乾燥施設の整備促進等に要する経費を特別交付税措置**（措置率0.5または0.3）

【国庫補助制度】

- 対象施設に応じた各種国庫補助制度あり※詳細はホームページをご参照ください。
(<https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/kidukai/mokuzozigyoku.html>)

建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進

都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成28年法律第111号）」に基づき、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「都道府県計画」を策定するよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」（平成29年6月9日閣議決定。令和5年6月13日変更閣議決定）を策定し、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

建設職人基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 建設工事の請負契約において適正な請負代金の額、工期等が定められること
- 建設工事従事者の安全及び健康の確保に必要な措置が、設計、施工等の各段階において適切に講ぜられること
- 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識を高めることにより、安全で衛生的な作業の遂行が図られること
- 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上が図られること

<都道府県の責務>（第5条関係）

- **都道府県は、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、当該団体の区域の実情に応じた施策を策定・実施**

<都道府県計画>（第9条関係）

- **都道府県は、基本計画を勘案して、都道府県計画を策定するよう努める**

<基本的施策>（第10条から第14条まで関係）

- 建設工事の請負契約における経費（労災保険料を含む）の適切かつ明確な積算、明示及び支払の促進
- 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に係る取組の促進 等

都道府県計画の策定等について

- 同法に基づく基本計画の変更について、令和5年6月13日に閣議決定。同日付けで、各都道府県知事に対し、総務省地域力創造審議官、厚生労働省労働基準局長、国土交通省不動産・建設経済局長の連名で、地域の実情等を踏まえた都道府県計画の策定等、引き続き建設工事従事者の安全及び健康の確保について積極的な取組を依頼
- 都道府県計画の策定を促進し、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進するため、全国8ブロックで「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進会議」及び「地方ブロック建設工事従事者安全健康確保推進行政担当者会議」を設置
 - ・ 政府から都道府県に対し基本計画に関する情報提供・助言
 - ・ 国の取組や先行する都道府県の事例の共有
 - ・ 新たに出てきた課題等の共有 等
- 基本計画を勘案した、都道府県計画の内容
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策についての基本的な方針
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関し、都道府県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - ・ 建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項 等

▶ **都道府県計画を策定するなど、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進について積極的な取組をお願いします！**

再犯防止対策の推進

地方公共団体は、「再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）」に基づき、再犯防止等に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、「地方再犯防止推進計画」を定めるよう努めるなどとされている。

国は、令和5年3月、「第二次再犯防止推進計画」（令和5年3月17日閣議決定）を策定し、再犯防止施策の更なる推進を図ることとしている。

再犯の防止等の推進に関する法律の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援する
- 犯罪をした者等が、社会復帰後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるようにする
- 犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要である
- 調査研究の成果等を踏まえ、効果的に施策を講ずる

<地方公共団体の責務>（第4条関係）

- 地方公共団体は、基本理念にのっとり、地域の状況に応じた施策を策定・実施

<連携、情報の提供等>（第5条関係）

- 国及び地方公共団体の相互の連携
- 国及び地方公共団体と民間団体等との緊密な連携協力の確保 等

<地方再犯防止推進計画>（第8条関係）

- 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、地方再犯防止推進計画を定めるよう努める

<基本的施策>（第24条関係）

- 国との適切な役割分担を踏まえて、地域の状況に応じ、基本的施策を講ずるよう努める

地方再犯防止推進計画の策定等について

- 第8条に基づく地方再犯防止推進計画が未策定の自治体におかれては、地域の実情に応じて策定していただくようお願いします。

※47都道府県、968市区町村が策定済（R7.4法務省調べ）

- 同計画の策定の検討に当たり、ご相談等がございましたら、最寄りの保護観察所にお問合せください。また、「地方再犯防止推進計画策定の手引き」をご活用ください。

▶ **引き続き、再犯防止等の推進に向けた取組にご協力をお願いします！**

再犯防止施策の推進（協力依頼）

- 令和3年7月15日付けで、各都道府県知事、各市区町村長に対して、総務省地域力創造審議官、法務省保護局長の連名通知により、自治体職員からの保護司適任者の推薦、保護司が自宅以外で面接できる場所の確保、更生保護ボランティアに対する顕彰、保護司確保に協力した事業主に対する優遇措置（入札参加資格等における優遇）等について協力を依頼
- 令和6年5月、保護司が自宅で殺害された事案を受け、法務省において全国の保護司から不安等を聴取。令和6年7月12日付けで上記同様に連名通知を発出し、保護司が、コミュニティセンター、公民館等の身近な公共施設を自宅以外の面接場所として利用できるよう一層の協力を依頼
- 令和7年12月10日に、「更生保護制度の充実を図るための保護司法等の一部を改正する法律」が公布され、地方公共団体による保護司等へ協力規定が「できる規定」から「努力義務規定」へ改められることなどを踏まえ、令和8年1月30日付けで上記同様に連名通知を発出し、地方公共団体の保護司活動に対する支援の例を紹介し、一層の協力を依頼。

▶ **引き続き、保護司活動に対するご協力をお願いします！**

手引きはこちらから▶



死因究明等の推進

地方公共団体は、「死因究明等推進基本法（令和元年法律第33号）」に基づき、死因究明等に関する施策に関し、地域の状況に応じた施策を策定・実施する責務を有し、実施状況を検証・評価するための協議会を設けるよう努めるなどとされている。

国は、同法に基づき、「死因究明等推進計画」（令和3年6月1日閣議決定。令和6年7月5日変更閣議決定）を策定し、死因究明等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしている。

死因究明等推進基本法の概要

<基本理念>（第3条関係）

- 死因究明等が地域にかかわらず等しく適切に行われるよう、死因究明等の到達すべき水準を目指し、死因究明等に関する施策について達成すべき目標を定めて行われること
- 死因究明により得られた知見が疾病の予防・治療をはじめとする公衆衛生の向上・増進に資する情報として広く活用されること
- 災害、事故、犯罪、虐待等が発生した場合における死因究明が、その被害拡大・再発防止その他適切な措置の実施に寄与すること

<地方公共団体の責務>（第5条関係）

- **地方公共団体は**、基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、**地域の実情に応じた施策を策定・実施**

<連携協力>（第7条関係）

- 国、地方公共団体、大学、医療機関、関係団体、医師、歯科医師等は、施策が円滑に実施されるよう相互に連携を図りながら協力

<基本的施策>（第10条から第18条まで関係）

- 専門的知識を有する人材を確保するため、医師等の人材の育成、資質の向上、適切な処遇の確保
- 死因究明等の実施体制の充実 等

<死因究明等推進地方協議会>（第30条関係）

- **地方公共団体は**、地域の状況に応じて、**死因究明等を行う専門的な機関の整備その他施策の検討を行う**とともに、**当該施策を推進し、実施状況を検証・評価するための協議会を設ける**よう努める

死因究明等推進地方協議会の活用等について

- 「死因究明等推進計画」では、関係省庁において、地方公共団体を始めとした地方における関係機関・団体に対し、死因究明等推進地方協議会※の活用に向けて協力するようそれぞれ指示し、又は求めることとされている。

※令和4年度末までに、すべての都道府県で設置済み



- 令和6年7月5日付けで、厚生労働省医政局長（死因究明等推進本部事務局長）より、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出され、法第5条の地方公共団体の責務に係る規定や、法第30条の死因究明等推進地方協議会の設置に係る規定等に基づき、同推進計画を踏まえ、**死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼**。
- 総務省からも、各都道府県知事及び市区町村長宛てに文書が発出し、**地方協議会の活用を含め、死因究明等に関する施策の推進を図っていただくよう依頼**するとともに、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議を通じて継続的に依頼**

- ▶ **引き続き、法の基本理念にのっとり、地域の実情に応じた施策を策定・実施していただきますようお願いいたします！**

「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援

「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、国においては、関係省庁連絡会議を開催し、令和4年11月に「被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策」をとりまとめ、関係省庁による連携した対応に取り組んでいるところ。

令和6年1月、関係閣僚会議を開催し、同方策の着実な実行と、被害者等支援の充実・強化を図ることとした。

また、令和8年3月、東京高裁が「旧統一教会」の解散を命じた東京地裁の決定を維持する旨の決定をし、清算手続段階に入ったことを受けて、関係閣僚会議幹事会を開催し、「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」をとりまとめた。

関係省庁連絡会議（R4.8～）

- 「旧統一教会」について社会的に指摘されている問題に関し、悪徳商法などの不法行為の相談、被害者の救済を目的として、関係省庁間で情報を共有するとともに、被害者への救済機関等のあっせんなど関係省庁による連携した対応を検討するため、「旧統一教会」問題関係省庁連絡会議※を開催（R4.8～）。

※関係閣僚会議の開催に伴い、R6.1に廃止

- 第3回連絡会議（R4.11.10）において、「**被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策**」をとりまとめ、関係省庁による**連携した対応**に取り組んでいる。

（相談体制の充実強化のための方策）

- 1 法テラスの抜本的な充実・強化
- 2 消費生活相談等の強化
- 3 警察による適切な関与
- 4 精神的・福祉的支援の充実
- 5 こども・若者の救済
- 6 その他

- 総務省では、同方策を踏まえ、行政相談における対応のほか、相談対応に係る**関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請**（R4.9、R4.10、R4.11、R5.3、R5.8）。

また、法務省から要請を受け、**自治会・町内会等に対し、要保護児童対策地域協議会の取組に係る周知・協力を依頼**（R5.3）。

その後も、全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議等の**地方公共団体向けの会議を通じて継続的に協力を依頼**

関係閣僚会議（R6.1～）

- いわゆる被害者救済法※の制定（R5.12）を踏まえ、同法の対象宗教法人である「旧統一教会」に係る被害者等への相談体制の強化等の支援を関係行政機関が連携して行うため、「旧統一教会」問題に係る被害者等への支援に関する関係閣僚会議を開催（R6.1～）。

※「特定不法行為等に係る被害者の迅速かつ円滑な救済に資するための日本司法支援センターの業務の特例並びに宗教法人による財産の処分及び管理の特例に関する法律」（令和5年法律第89号）

- 第1回関係閣僚会議（R6.1.19）では、「**被害者の救済に向けた総合的な相談体制の充実強化のための方策**」の**着実な実行**と、**被害者等支援の充実・強化策について確認**された。

（支援の充実・強化策）

- 1 元信者等の方々の知見等の活用、関係省庁間の更なる連携による相談・支援体制の強化
- 2 スクールカウンセラー等の拡充等による宗教2世等のこども・若者向け相談・支援体制の強化
- 3 多様なニーズに的確に対応するための社会的・福祉的・精神的支援の充実・強化

- また、第1回関係閣僚会議幹事会（R8.3.4）では、「清算手続開始後の『旧統一教会』問題の被害者等支援策」をとりまとめ、前記**被害者等支援の充実・強化策**に記載の取組に加えて、「**清算手続における被害者支援**」について、関係府省庁が連携して取り組むこととされた。

- 総務省では、同支援策を踏まえ、相談対応等に係る**関係省庁が地方公共団体の担当部署に発出した協力依頼通知をとりまとめ、各都道府県・市町村の総務担当部長あてに情報提供・要請**（R8.3）。

▶ **引き続き、庁内の関係部局間で連絡を密にいただき、相談対応等について、適切な対応をお願いします。**

医療コンテナの活用

医療コンテナは、医療資機材をコンテナに搭載し、医療機能を運搬可能にする医療モジュールの一種として位置づけられ、現場での建設や機器の設置、接続等の工程を省略できることから、**医療機能を素早く立ち上げ、展開することが可能**。

また、プレハブやテントと比較して**気密性、清浄性、隔離性に優れており、院内感染予防を図る上でも有効**であることから、複数の病院で発熱外来やPCR検査室目的で導入されている。 ※公立病院が医療コンテナを整備する場合には、病院事業債が活用可能。

▶ **災害対応、大規模なイベント開催、感染症対応等において活用することが有効**と考えられる。

医療コンテナとは

- 医療コンテナは、**コンテナ等の中に医療資機材を搭載することで、医療機能を運搬可能にする「医療モジュール」の一種**。現場で組立・設置を行う「設置型」と、車輪と一体のトレーラーシャーシ型である「移動型」に大別される。

活用方法

- 東日本大震災（平成23年）や熊本地震（平成28年）等の災害をはじめ、**新型コロナウイルス感染症対応の発熱外来、G7伊勢志摩サミットやG20大阪サミット等における現地での医療体制確保等に活用されている**。

（災害時における活用方法）

トリアージ・診察、検査、小外科手術、助産救護、透析、指揮所 等

（感染症医療対応における活用方法）

PCR検査、簡易エックス線検査、CT検査 等

（平時における活用方法）

大規模なイベントや医療機関が近隣にない場所でイベントを開催する際の一時救護所、へき地等において巡回診療を行う場合の移動診療施設 等

活用に関する手引き (https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/pdf/katuyou_tebiki.pdf)

- 医療コンテナの設置・運用に関しては、医療法、建築基準法、消防法等の案系法令に適合する必要がある。導入・活用にあたってのQ&Aなどを掲載した「医療コンテナの活用に関する手引き」を令和5年3月に作成。（令和7年10月一部改正）

都道府県における運用ガイドライン (<https://www.mhlw.go.jp/content/10800000/001506847.pdf>)

- 令和6年能登半島地震における医療コンテナの活用の成果や課題を踏まえ、今後大規模自然災害等が発生した場合に備え、医療コンテナの災害時活用のための準備や災害時のオペレーションについて示した「医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン」を令和7年6月に作成。（令和8年3月一部改正）

< 設置型 >



フラットパックコンテナ（岩手県立大槌病院）

< 移動型 >



野外手術システム（陸上自衛隊）

医療コンテナの活用に関する手引き

- ・医療コンテナの概要
- ・医療コンテナの活用方法
- ・医療コンテナ等の設置・運用
- ・医療コンテナの導入状況
- ・導入・活用にあたってのQ & A
について記載

令和7年10月

内閣官房国土強靱化推進室

医療コンテナの都道府県における運用ガイドライン

- ・災害時活用の準備について
- ・災害時のオペレーションについて
（プロセスの概要、ニーズの聞き取り・調査、医療コンテナの設置・運用・撤収）

について記載

令和7年6月

厚生労働省医政局地域医療計画課

成果連動型民間委託契約方式（PFS）について

（内閣府資料）

PFS / SIBとは

- **PFS（Pay for Success）**とは、民間事業者に対し、事業活動について一定の裁量を付与した上で、**解決すべき社会課題に対応した成果指標を設定し、支払額等を当該成果指標値の改善状況に連動させる委託契約**の方式。
- 従来の業務仕様を定めた発注と異なり、民間の創意工夫が促され、事業効果が高まる。
- **SIB（ソーシャルインパクトボンド）**は、**PFSのうち、資金調達を金融機関等の資金提供者から行うもの**。PFSと比べ、民間事業者の受託能力を引き上げることができる。

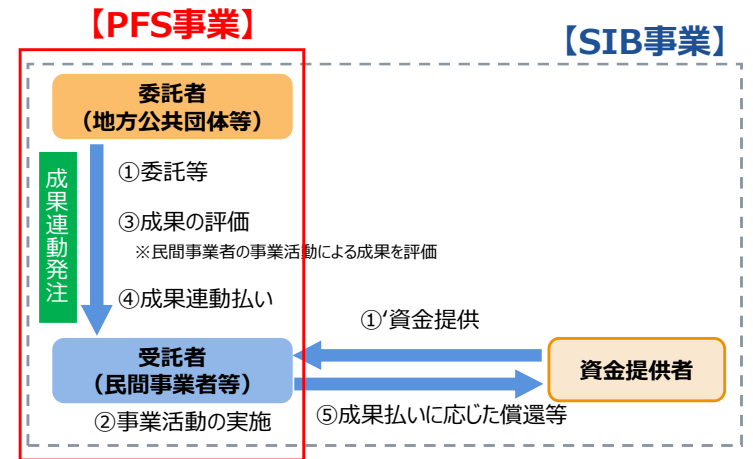
事例 大腸がん検診・精密検査受診率向上事業（八王子市）

社会的課題	様々な受診勧奨を実施しているものの、未受診、不定期受診者層への対策が課題
事業目標	・大腸がんの早期発見・早期治療による市民の健康寿命の延伸 ・市民・行政双方にとって、医療費負担の抑制
事業対象者	八王子市国民健康保険被保険者で、前年度大腸がん検診未受診者（約6.5万人）のうち、サービス提供者がAIを活用し、受診確率の高い1.2万人を抽出。（市と協議し決定）
成果指標【目標値】	①大腸がん検診受診率【19%】 ②精密検査受診率【87%】 ③早期がん発見者数【11人】
委託費	0～9,762千円
事業期間	3年間（平成29年度～平成31年度）
PFS事業効果	約39,144千円 （医療費適正化効果）

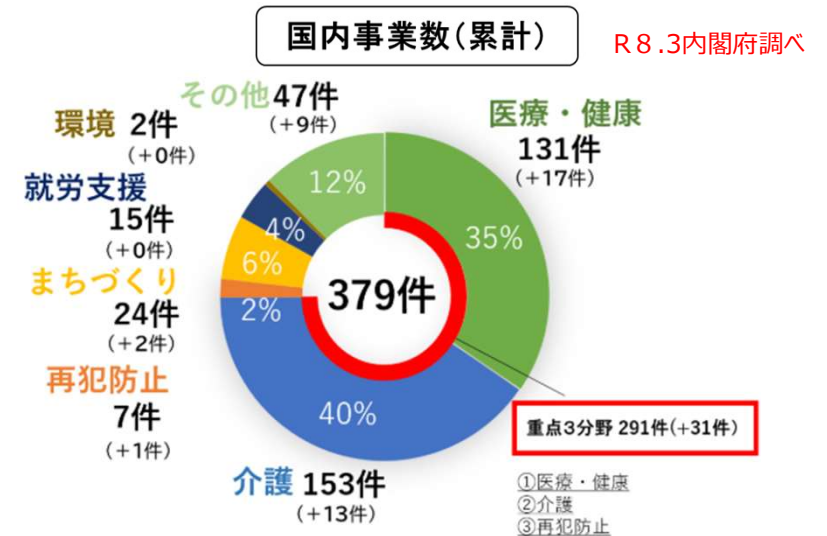
オーダーメイドの勧奨通知の例

氏名	山田太郎 様	
生年月日	昭和30年8月1日生	
あなたの過去の生活習慣に関する問診結果から最新の研究で確認されている大腸がんにかかるリスクを特定しました。		
リスク要因	あなたの問診結果	大腸がんとの関連
60歳以上	✓	確実
飲酒	✓	確実
BMI高い		ほぼ確実
運動不足	✓	ほぼ確実
喫煙		可能性あり
検診未受診	✓	確実

（出典）八王子市医療保険部成人健診課
ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）導入モデル最終報告書



全国の実施状況



PFS導入の支援（内閣府）

- **PFS推進交付金**（地方公共団体のPFS事業を補助 最大5,000万、補助率2/3）
- モデル事業組成のためのコンサル派遣による**案件形成支援**（最大2年、内閣府が派遣）
- 地方公共団体等への**講師派遣・専門家派遣**等

内閣府 成果連動型事業推進室
☎ 03-6256-1168（直通）
地方公共団体や事業者の方からの
質問、相談をお受けしています。



PFS問合せフォーム 公式YouTubeチャンネル